事業推進の心　仮設労働安全新生プラン
ACCESS 陽のあたる安全文化の創造
もうよそう　ヒューマンエラーの他人事　築こう　安全足場で身近なしあわせ　めざそう　安心して暮らせる 心豊かな国創り

ACCESS新聞
Alliance Cooperation of Construction Equipment & Scaffolding for Safety

Vol.115
編集・発行人　篠田伸夫
発行所
全国仮設安全事業協同組合本部
〒103－0001
東京都中央区日本橋小伝馬町15－18　日本橋ＳＫビル
ＴＥＬ03－3639－0641
ＦＡＸ03－3639－0640

北海道支部　〒004－0015　札幌市厚別区下野幌テクノパーク２－１－14　電話(011)899-3275　ＦＡＸ(011)899-3276
東北支部　〒980-0802　仙台市青葉区二日町13-22-407（カルコスビル４Ｆ）　電話(022)713-6051　ＦＡＸ(022)713-6052
関東支部　〒103－0001　東京都中央区日本橋小伝馬町15－18（日本橋ＳＫビル５Ｆ）　電話(03)3639-1571　ＦＡＸ(03)3639-3980
北信越支部　〒950－0923　新潟市姥ヶ山6-5-26（白木ビル2-B）　電話(025)257-0066　ＦＡＸ(025)257-0067
中部支部　〒457-8535　名古屋市南区浜田町1-10　２Ｆ　電話(052)614-0701　ＦＡＸ(052)614-0705
近畿支部　〒550－0006　大阪市西区江之子島１－６－８（シャンピア阿波座1003号）　電話(06)6443-5213　ＦＡＸ(06)6443-5214
中国支部　〒730－0016　広島市中区幟町3－55（幟町ゼネラルビル6Ｆ）　電話(082)511-2051　ＦＡＸ(082)227-2720
四国支部　〒769－2101　香川県さぬき市志度1883－１（大河原ビル202）　電話(087)814-2245　ＦＡＸ(087)814-2246
九州支部　〒811－2101　福岡県糟屋郡宇美町大字宇美字古野ノ口3426-9　電話(092)957-0032　ＦＡＸ(092)957-0033

ホームページhttp://www.kasetsuanzen.or.jp/ Eメールinfo@kasetsuanzen.or.jp　各都道府県の支所へのお問い合わせは、各ブロックの支部まで連絡ください。

墜落災害撲滅を期する制度化を国交相に要望!!

平成22年３月10日

国土交通大臣　前原誠司様

全国仮設安全事業協同組合
理事長　小野辰雄

「新政権による『人の命を大切にする友愛政治』のもと、国土交通大臣にお願いする建設工事における墜落災害を撲滅するための要望書」について

謹啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本組合の事業活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本組合は平成12年の設立以来、一貫して足場からの墜落災害の撲滅を期し、安全活動を展開するとともに、厚生労働省に対し足場に係るハード・ソフト両面の制度化を粘り強く求めてまいりました。

しかし、こうした対応にも拘らず建設労働者の墜落災害は未だ後を絶たず、今も、毎日、毎日20人以上の死傷者が発生しています。一方、100万人にも上る労働者以外（一人親方・零細事業主等）は、労働者と同様建設現場で働きながら労働者扱いとされず、労働安全衛生法の適用外とされ、しかも、その死亡（平成20年は推計で103人―276人）は一切国において把握されておらず、事故原因の解明や事故防止対策の蚊帳の外に置かれており、こうしたことは、最早、国家としての体を成していないことを物語っています。経済至上主義における究極の影がここに集積され、悲惨な建設職人社会となっているのです。

こうした墜落災害を一日も早く撲滅するためには、今や、より踏み込んだ確実な対策が急務です。

つまり、墜落災害は人命に直結する事柄であるだけに、厚生労働省の労働者性に立った労働安全衛生法とは別に、建設業を所管する国土交通省におかれては、建築基準法令などにより毅然たる対応を実行していただきたく、別添のとおりご要望申し上げます。

この要望が実施されることにより、人命に関する作業環境の整備は制度によって当然の責務として一律平等に義務化されることになり、同じ現場で働く労働者及び労働者以外を分け隔てることなく、何人も「法の下の平等」を謳う憲法の規定に則り平等なる安全環境の下で仕事ができるようになるのです。

新政権による「人の命を大切にする友愛政治」の根幹に係る喫緊の課題として解決していただきたく、重ねてお願い申し上げます。

新政権による「人の命を大切にする友愛政治」のもと、国土交通大臣にお願いする建設工事における墜落災害を撲滅するための要望書

建設業の墜落労働災害による死亡者は、過去10年間の累計で2,300人、死傷者は８万4,000人に上っております。

今も、毎日、毎日、建設現場において20人以上の建設労働者が墜落災害によって死傷しております。しかしながら、この労働災害統計には、100万人にも上る労働者以外（一人親方・零細事業主等）は労働者でないとされ、その死亡者数（平成20年は推計で103人―276人）はカウントされておらず、最早、一刻の猶予も許されません。

これまで、労働安全衛生に係る分野は厚生労働省の所管とされてきました。しかしながら、例えば、昨年末実施された各都道府県労働局の一斉現場監督指導の結果を見れば明らかなように、相変わらず、建設現場における労働安全衛生法違反は48%、うち墜落防止措置違反は47%という高い率を示しております。この傾向は毎年同じであり、まさに建設現場は無法地帯と常態化しております。このことは、建設現場における工事の施工基準を規定せずに、労働者性に立った労働安全衛生法のみの対応では最早限界であることを物語っています。

一方、国土交通省は、墜落災害を防止するため、仕様書を改定して直轄工事に「手すり先行足場」の実施を義務付けたほか、毎年度、「足場からの事故防止重点対策」に係る通知を示し、一定の成果を挙げられてきました。しかし、直轄工事以外への波及効果は薄く、本組合が実施した実態調査でも、民間工事における「手すり先行足場」の実施率は5.6%に過ぎませんでした。

そこで、建設業を所管する国土交通省におかれては、こうした事情に鑑み、直轄工事だけでなく民間工事についても、人命に係る墜落災害を撲滅させるため、工事の施工基準を具体的に建築基準法令などに規定し、玉虫色ではない、毅然とした指導監督を行うべきであります。当然、土木についても、建築基準法令などと同等の効果が出るような法令上の対応をすべきであります。

なぜなら、建築基準法を見たとき、第90条に「工事現場の危害の防止」が規定され、同法施行令に「基礎工事用機械等の転倒による危害の防止」とか、足場に付随するシートや防護柵等の「落下物に対する防護措置」が規定されていながら、危害要因の最たる「足場・支保工」の本体について規定がされていないという歴然とした矛盾となっているからです。こうした安全に係る「足場・支保工」を規定し、全ての建設工事に義務化すれば、官民工事分け隔てることなく、墜落災害防止は万全となるのであります。

また、この国土交通省の建設行政により、同じ現場で働く労働者及び労働者以外を分け隔てることなく、何人も平等なる安全環境の下で仕事ができるようにすべきです。なぜならば、「法の下の平等」を謳う憲法の規定から、人命に関する作業環境の整備は、制度によって当然の責務として一律平等に義務化すべきであるからです。

そこで、上記を踏まえ、国土交通大臣に対し、以下の具体的な対策を建築基準法令などに規定されますよう、ご要望申し上げます。

なお、この制度化に相応の時間を要するようであれば、その前段のステップとして、国土交通省により、緊急の対策として、墜落防止措置に係る平成22年度の重点対策や仕様書等により建設業界に対し厳格に励行するよう強くご指示いただきたくお願い申し上げます。

墜落災害撲滅のための具体的な対策

①高さ２㍍以上の高所作業には必ず足場を設けることとし、その足場は、足場の種類を問わず、手すり、中さん及び幅木の機能を有する「手すり先行足場」とし、足場の組立・解体作業等においても、上記の機能を確実に担保できる「手すり据置き方式」又は「手すり先行専用足場方式」によるものとする。

②屋根工事及び法面工事は、墜落災害を防止する目的で国土交通大臣が制定した「屋根工事用足場及び施工方法（ＪＩＳＡ8971）」及び「斜面・法面工事用仮設設備（ＪＩＳＡ8972）」によって施工するものとする。

③足場・支保工の安全点検は、「労働安全コンサルタント資格者」又は「仮設安全監理者」等の足場・支保工の点検について十分な知識・経験を有する第三者によって、足場・支保工の種類・機材に応じたチェックリストに基づき実施させ、点検結果を発注者に提出させるとともに、現場に足場・支保工安全点検の実施状況の証となる看板等を掲示させるものとする。

平成22年３月10日
全国仮設安全事業協同組合
理事長　小野辰雄

川内委員長

前原国交相

前原国交相 川内委員長 政務３役で安全の担保検討 建設業法等での対応も視野

全国仮設安全事業協同組合の小野辰雄理事長及び篠田伸夫専務理事は３月10日、国土交通大臣室で、前原誠司国土交通相及び川内博史衆議院国土交通委員長に、墜落撲滅の具体的な対策の３項目について要望しました（要望書別掲）。前原大臣は、墜落死亡災害の多さや課題の背景に驚かれ、認識も新たにされました。この課題を解決するために、政務３役で安全の担保をどうすべきかを検討することを確約され、また、川内委員長も、課題の解決のため、建設業法等での対応も視野に入れて検討することを約束されました。なお、当日の同席者は、谷口博昭国土交通事務次官、川本正一郎住宅局長、小澤敬市建設流通政策審議官、藤田伊織官庁営繕部長及び関係課長でした。

小野理事長の話に熱心に耳を傾ける前原国交相

人命にかかわる安全について 憲法に定める法の下の平等になっていない

官庁工事と民間工事　労働者・非労働者

課題の背景

- ◆墜落災害のみによる死傷者数の累計（過去10年間）：８万4,000人
  うち死亡者数の累計（過去10年間）：2,300人
- ◆しかし上記の労働災害統計には「一人親方」等非労働者の死亡災害年間103人―276人（組合推計）はカウントされていない。
- ◆437万人の建設労働者は労働安全衛生法が適用されているが、100万人にものぼる「一人親方」等非労働者は、建設現場の安全面で法の保護なし。
- ◆国土交通省直轄工事は、官庁工事として仕様書や重点対策等により、安全性が担保されているが、民間工事には反映されていない。
- ◆労働者・非労働者、工事の官・民を問わず、「法の下の平等」が確保されていない。

シリーズ自治体建設関係部長に聞く㉖【長野県】

些細なミスの積み重ねが大事故に

「手すり先行工法」の歩掛りを独自に作成

建設部長 入江 靖氏

川俣　平成20年に土木部と住宅部が統合されて建設部となり、土木行政、建築・住宅行政と幅広くご担当されていますが、現在、建設部ではどういった事業に取り組まれているのかお聞かせ下さい。

入江　本県では平成19年に長野県中期総合計画を策定しました。その基本目標を「〝活力と安心〟　人・暮らし・自然が輝く信州」として、施策の柱５つと44の主要施策、さらに127の達成目標を策定し、24年度までの５カ年計画で取り組んでいるところです。その中で建設部としては特に「災害に強い県土づくり」を重要施策として、河川整備率、砂防施設整備率、国・県道の改良率の向上等に努めています。そして公共施設の耐震化も急務です。病院や災害時に避難所となる施設、災害対策本部となる県庁や地方事務所などの耐震化に取り組んでいます。また橋梁の長寿命化もあわせて進めていく考えです。

川俣　県内の耐震工事はかなり前倒しで取り組まれているようにも見受けられますが。

入江　はい。高校の校舎や体育館なども、かなり先進的に取り組んでいます。

ちなみに127項目の達成目標のうち18項目が建設部の施策となっています。最近の主なところでは、入札制度の改定を行いました。本県は全国に先駆けて一般競争入札を取り入れましたが、一時期、全国最低の70%台という落札率が数年続きました。これを改善するため順次入札制度の改定に取り組んできています。建設工事における入札の失格基準をこれまでの80―85%から85―90%に引き上げたところ、一昨年84%だった平均落札率が90%近くにまで上がりました。落札率が低ければ企業経営に悪影響を及ぼすばかりでなく、品質の低下や若手の育成にも支障をきたしますので、今後も必要に応じて検討を行っていきたいと考えています。

川俣　昨今、公共工事は縮減するべきとの風潮にありますが、地域の経済や雇用にも多大な影響を与えるということを、広く知っていただくための活動が今後は必要ではないかと感じています。

続いて、建設労働災害防止として取り組まれている対策があればお聞かせ下さい。

入江　建設部では年度当初に、「墜落・転落事故防止対策」「重機作業事故防止対策」「法面掘削作業事故防止対策」「発注者としての安全対策に対する配慮」の４項目を重点対策に掲げ、事故防止に取り組んでいます。

建設部の発注工事では毎年10件ほどの事故が発生しており、ここ数年は横ばいで推移していますが、事故の内訳を見ると、やはり墜落・転落による事故が最も多発しています。そのため、昨年６月１日に改正安全衛生規則が施行され、足場からの墜落防止対策が徹底されたことから、本県では同日に規則改正による足場の適用について、県内関係機関と市町村に対し文書で通知して周知徹底を図りました。また、昨年10月１日には土木工事の手すり先行工法の歩掛りを本県独自でつくり、必要な経費が適正に積算されるようにするなど、安全な足場の普及に取り組んでいます。

石橋　国の積算基準に倣う自治体が多い中で、とても先進的なお取り組みですね。積算されたとおりの足場が、建設現場で正しく使用されるようご指導いただければ何よりです。

続いて、「事故防止」についての部長の理念をお聞かせ下さい。ハード面の整備が重要なことは言うまでもありませんが、それだけで事故を根絶することは難しいように思うのです。

入江　そうですね。まず、「人間はミスを犯しやすいものであり、また機械は壊れるものである」ということを忘れず、常に安全を優先して考えることが大切だと思います。『ハインリッヒの法則』はご存知のことと思いますが、些細なミスの積み重ねが大事故に繋がるわけです。常日頃の安全対策について現場の方全員が同じ意識を共有し、まず一つ一つの小さなミスを無くすこと、それが大きな災害の抑止になると思います。本県では、現場代理人や主任技術者を対象とした技術者セミナーを開催し、安全教育等を実施していますが、各社におかれましても安全意識を高めるための啓発活動に取り組んで頂きたいと思います。

川俣　当組合には、行政や地方自治体が主催する足場の安全対策に関する研修会等で、講師の派遣要請を数多くいただいており、今年度も既に100件超の実績があります。貴県におかれましても、請負業者さん参加による研修会の開催をぜひご検討いただければと思います。当組合が全面的にご協力させていただきます。

入江　検討させて頂きます。

川俣　最後になりますが、暗たんとした社会情勢の中、生き残りをかけて苦慮されている建設業者は大変多いと思います。ぜひ地元建設業者さんへのエールをお願い致します。

入江　行政にとって建設業者は大切なパートナーだと考えています。メディアで取り上げられることは無いのであまり知られていませんが、いざという時に地域を守ってくれるのは建設業者の人たちであり、災害時には非常に危険な場所でも調査や復旧活動に迅速な対応をしてもらっています。また、本県は雪の多い地域ですが、冬場でも県民の皆さんが安全で安心して暮らせるよう陰で支えてくれている、無くてはならない存在です。建設業は大変厳しい情勢が続いていますが、われわれとしてもやるべきことをやって、建設業界の発展に寄与したいと考えています。昨年も行政・学識経験者・建設業者で「地域を支える建設業検討会議」を３回開催し意見交換しましたが、行政として改善できることは積極的に取り組んでいくこととしています。これからも本県の安全と安心を守るためにご協力をお願い致します。

聞き手＝川俣建夫長野支所長（写真右）
石橋建夫北信越支部安全監理室長（同左）